



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *56 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)
- 告示
 - 650 生活保護法による指定医療機関の辞退 (福祉保健総務課)
 - 651 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 教育委員会告示
 - 3 和歌山県指定文化財の指定
 - 4 昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正
- 選挙管理委員会告示
 - *55 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
- 公告
 - 入札公告 (河川課)
- 監査公表
 - 監査公表第19号
- 正誤
 - 平成18年3月17日付け和歌山県報第1742号和歌山県告示第316号中

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月9日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条の3を次のように改める。

(特定建築材料)

第5条の3 条例第1条の2第10項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石綿含有吹付け材
 - (2) 重量の1パーセントを超えて石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)
- 第5条の4を削る。

第20条の2及び第20条の3を削る。

別表第8の2を削る。

別記第1号様式から別記第11号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

別記第11号様式の2を削る。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第650号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月9日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
那薬 16-6	三幸薬局	那賀郡岩出町相谷582-4	平成 18.3.31

和歌山県告示第651号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年5月9日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年5月23日(火)午前10時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 氏名 西村龍賛
 - (2) 住所 海南市下津町大崎277
 - (3) 漁業許可 小型機船底びき網漁業
 - (4) 許可番号 ワカ小型第368号
 - (5) 許可船舶 漁船福洋丸(WK2-2872)

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を和

和歌山県指定文化財に指定する。
 平成18年5月9日
 和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

(美術工芸品の部)

種 別	名称及び員数	所有者	所有者住所
有形文化財 (美術工芸品・絵画)	絹本着色当麻曼荼羅図 一幅	宗教法人浄教寺	有田郡有田川町長田542番地
有形文化財 (美術工芸品・絵画)	絹本着色十王図 十幅	宗教法人浄教寺	有田郡有田川町長田542番地
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造弘法大師坐像 一軀	宗教法人新義真言宗総本山根来寺	岩出市根来2286番地
有形文化財 (美術工芸品・歴史資料)	紙本淡彩根来寺伽藍古絵図 一幅	宗教法人新義真言宗総本山根来寺	岩出市根来2286番地

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、姥目の老樹一株を和歌山県指定文化財に指定したので、昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号の一部を次のように改正する。

平成18年5月9日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

本則の表中

" (")	姥目の老樹	日高郡美浜町大字和田 1,788番地の内1号 御崎神社境内	日高郡 1,78
----------	-------	-------------------------------------	-------------

美浜町大字和田 8番地の内1号 御崎神社	同左 御崎神社代表役員 玉置 正彦	を	" (")	姥目の老樹 2株	日
----------------------------	-------------------------	---	----------	-------------	---

高郡美浜町和田 1788番地の1号	日高郡美浜町和田 1788番地の1号 宗教法人御崎神社	同左	に
----------------------	-----------------------------------	----	---

改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年5月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

表中

海草郡紀美野町吉野143番地	吉野児童館
海草郡紀美野町下佐々1752番地2	吉見児童館
海草郡紀美野町下佐々149番地6	中央児童館

を削る。

公 告

入 札 公 告

切目川河川総合開発国道425号付替(外)合併工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成18年5月9日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成18年度 切総 第1号-3 国補国改 第14号
- (2) 工事名 切目川河川総合開発国道425号付替(外)合併工事
- (3) 工事場所 日高郡印南町田ノ垣内 地内
- (4) 工事概要 延長55.0m 総幅員 8.75m(5.5m)(歩2.0m)
橋長 55.0m(支間長53.5m)
鋼単純非合成曲線2箱桁橋 鋼重量 202.868t
- (5) 工期 平成19年3月26日まで
- (6) 予定価格 184,537,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 142,123,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有するものであること。
- オ 建設業法に基づく鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け継続して5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 平成8年度以降に元請として国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- コ 平成8年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14

年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、900点以上であること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のAからKに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日施設定)により各構成員の総合点数を基に算出した鋼構造物工事業の総合点数が900点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が900点以上であること。
- エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。
- キ 共同企業体の各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事業の総合点数が、県内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上その他の者にあつては900点以上であること。
- ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成18年5月9日(火)から平成18年6月2日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所
 - (ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
電話番号 073-441-3130(直通)
 - (イ) 御坊市湯川町財部651
和歌山県日高振興局建設部総務管理課
電話番号 0738-24-2918(直通)
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 (2)のAに同じ。
 - イ 閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 平成18年5月17日(水)から平成18年5月19日(金)までの3日間
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式) 試行要領(平成17年8月1日制定。以下「試行要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ウ 受付場所 御坊市湯川町財部651
和歌山県日高振興局建設部総務管理課
電話番号 0738-24-2918(直通)
ファクシミリ番号 0738-24-2920
e-mail e1305611@pref.wakayama.lg.jp
- エ 回答期間 平成18年5月24日(水)から平成18年5月26日(金)までの3日間
- オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/080400>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

- ア 提出期間 平成18年5月29日(月)から平成18年6月2日(金)まで
- イ 提出先 〒644-8799
御坊郵便局
和歌山県日高振興局建設部総務管理課

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。
- (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ

番号)を記載すること。

- (エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
- (オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。
- イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。
- (3) 入札書等の不受理について
試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。
- (4) 入札の無効について
試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 失格について
試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

- ア 開札日時 平成18年6月5日(月)午後1時30から
- イ 開札場所 御坊市湯川町財部651
和歌山県日高総合庁舎 別館 大会議室(2階)

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年6月5日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年6月8日(木)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施行実績	単体企業又は代表幹事 元請として平成8年度以降に実施した、支間長25m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させた施工実績
イ 技術者評価	単体企業又は代表幹事

配置予定技術者の平成8年度以降の支間長25 m以上の鋼箱桁橋の製作架設工事を完成させ た経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）
--

7 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒 6 4 4 - 8 7 9 9
御坊郵便局留
和歌山県日高振興局建設部総務管理課 行

開札日	平成18年 月 日
工事年度・工事番号	平成18年度 切総 第1号-3 国補国改 第14号
工事名	切目川河川総合開発国道425号付替(外)合併 工事
工事場所	日高郡印南町田ノ垣内 地内

商号又は名称 _____
建設業許可番号 _____
担当者の所属及び氏名 _____
担当者連絡先(電話番号) _____
担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

(2) 共同企業体の場合

〒 6 4 4 - 8 7 9 9
御坊郵便局留
和歌山県日高振興局建設部総務管理課 行

開札日	平成18年 月 日
工事年度・工事番号	平成18年度 切総 第1号-3 国補国改 第14号
工事名	切目川河川総合開発国道425号付替(外)合併 工事
工事場所	日高郡印南町田ノ垣内 地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体
共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____
担当者の所属及び氏名 _____
担当者連絡先(電話番号) _____
担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

監査公表

和歌山県監査公表19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、和歌山市平井331-6畑中正好ほか3名の請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成18年5月9日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好
 和歌山市葵町1-27 神野文夫
 和歌山市北野620 井上壮一
 和歌山市秋月64-5 阪谷民子

2 請求年月日

平成18年2月9日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の趣旨は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 県知事は、支出関係職員らと社団法人和歌山人権研究所(以下「人権研究所」という。)に対し金501万2500円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよ
 イ 県知事は、人権研究所に対し、紀州藩牢番頭家文書「城下町警察日記」編纂事業(以下単に「編纂事業」という。)に関する補助金(公金)支出を一切してはならない
 との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人らは地方公共団体の不正行為の監視、是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバー

(イ) 木村良樹知事は和歌山県の公金支出に関する最終責任者

(ウ) 人権研究所は、和歌山県部落解放・人権研究所と称する任意団体から財産等を引き継いで2002年10月22日に法人化した公益法人であり、編纂事業を行う際、違法に公金を受領した相手方である。

イ 公金不正支出問題と県の調査結果の公表等

(ア) 木村知事は、昨年9月22日の県議会での雑賀光

夫県議の一般質問に対する答弁で、人権研究所への補助金を正規の手法でなく支給していたとして「実態を解明の上、厳正に対処するよう指示した」といったことから不正公金支出問題が公になった。

(イ) この補助金は、1998年度に人権研究所から編纂事業について支援要請があり、総事業費1500万円のうち、県と和歌山市が500万円ずつの負担とする話だったようである。しかし、県は、正規の補助金としては支出せずに、本等の購入代金の形で支給していたという疑惑であった。

(ウ) 県は企画部人権局が調査を行い、その結果を昨年11月7日付けで公表した。

県同和室が人権研究所から編纂事業への支援要請を受けていたが、正規の補助金として予算化することなく、書籍等の購入・納品の事実がないにもかかわらず、それがあったかのように作成された虚偽の支出関係公文書に基づき、当該代金相当額を購入先としていた人権研究所が実質的に運営する出版社へ送金した(以下単に「カラ購入不正支出金」という。)。なお、送金された公金は、その後人権研究所の編纂事業会計へ入金されていた、という。

県が確認したカラ購入不正支出金は同和室のみではなく同和委員会にも及んでおり、計445万1900円であったとした。

1999/11/16	同和室	63万0000円
1999/11/16	同和室	21万0000円
2000/1/11	同和室	68万2500円
2001/2/13	同和委員会	84万0000円
2001/4/11	同和室	46万4000円(支出票は71万4000円であるが書籍の納入を確認したという25万円を除いた金額)
2002/2/6	同和室	94万5000円
2002/3/12	同和委員会	68万400円

これらのカラ購入不正支出金については県は、「県の編纂事業への支援は補助金として支出すべきであり、本件のような支出方法は不適切である。」とした。

(エ) 市民オンブズマンわかやまは、上記調査結果では県の説明責任を果たしてはいないとして、知事に公開質問状を提出した。

第一は、当該編纂事業に対し、和歌山市は正規に補助金として1999年から5年間、毎年100万円ずつの計500万円を交付している。これについて人権研究所は和歌山市に対し、実績報告書を

提出している。これによると、県から補助金として1999年度152万2500円、2000年度134万円、2001年度100万円、2002年度100万円、2003年度100万円の計586万2500円を受領したとなっている。この額と県が不適正と認めた額が不一致にも関わらず一切説明がなかった点についての質問。

第二は県が不十分とはいえ不適切と認めた約445万円の是正策について明らかにするよう求めた質問

(オ) 上記の質問の回答(平成17年12月1日付け)

第一については非回答

第二については、県が不適切としたものは返還を求めるが、同額を正規に補助金として交付することを検討するとした。

(カ) 現在知事は、約計445万円の返還請求を進めるとともに、同額を正規に補助金として交付するため、2月議会に補正予算を編成し提案する準備をしている。

ウ その後、市民オンブズマンわかやまの調査で明らかになった事実

(ア) 和歌山市の人権研究所に対する立入調査について

和歌山市では、12月19日『「平成17年5月25日9時和歌山人権研究所に立入検査実施」に関する書類(紀州藩半番頭家文書編纂会の現金出納帳及び通帳)』と題する公文書を請求人に開示した。

その中で、紀州藩半番頭家文書編纂会の現金出

納帳及び通帳により、県からとして501万2500円の入金を確認したとしている。

1999年11月19日 840,000円(11/16 630,000円 210,000円入金)

2000年1月20日 682,500円(1/11入金)

2000年12月19日 500,000円(12/19入金)

2001年2月20日 840,000円(2/20入金)

2001年4月17日 464,000円(4/17入金)

2002年2月15日 945,000円(2/15入金)

2002年3月13日 680,400円(3/13入金)

2002年3月13日 60,600円(3/13入金)

和歌山市が確認した金額と県が不適切な支出と認定した金額との対比を行うと、2000年12月19日の50万円と、2002年3月13日の6万6000円の2件計56万6000円を県が不適切と認定していないことがわかる。

和歌山市ではこの2件は現金出納帳で確認し、その他は通帳で確認したとしている。このことは県も把握していたと言われているが、県からこれについての説明は一切ない。説明のつかない部分は意図的に隠していたといえ、より黒い疑惑を隠している疑いが強く懸念される。

(イ) 人権研究所から県教育委員会への事業報告書

人権研究所は県教育委員会の所管に属する公益法人であり、同委員会に事業報告書等が提出されている。

助成金と編纂会への委託費に関する決算一覧表
(県教育委員会に報告された資料から抜粋)

	1999	2000	2001	2002	2003	計
編纂会 助成金収入 (1300万円と計上されているが内100万円とみなす。)	1,000,000	0	0	1,000,000	500,000	2,500,000
編纂会 委託費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000 1,000,000 の半額とみなす	500,000 1,000,000 の半額とみなす	4,000,000

注

- 2002年度と2003年度の助成金は、予算書に当該編纂事業の出版助成との記載あり。
- 2002年度と2003年度の委託費は、「編纂会委託費」と「和歌山の部落史準備会」の2件への委託と記載あるところ、計上された委託費100万円の半額を編纂会委託費とみなした。

ここで着目すべきは、編纂会補助金としての計上が5年間で250万円であることと、編纂会への委託費が400万円であることの2点である。

和歌山市は5年間で合計500万円を正規に補助金交付しており、単純に見ても250万円が未計上であるし、仮に委託費として計上されている400万円すべてが和歌山市からの補助金とみなしても、

100万円不足する。従ってこれらの事実からすれば虚偽記載のみならず、和歌山市の公金が使途不明金となっているといえる。

また、編纂事業計画では人権研究所も500万円負担する計画であったのだから1000万円の委託費として支出があるべきところ、和歌山市が交付した500万円にも満たない金額であり、過大な

費用計画をたてて公金を取得しようとした疑いもある。

エ 公金支出の違法・不当等

(ア) 県が不適切とした金445万1900円の違法

県が不適切とした金445万1900円の公金支出は、購入がないにもかかわらず書籍等が納品され、検収したかのように装い、カラの代金請求に基づき代金を支出するという虚偽の公文書を作成したといえる犯罪行為に基づくものであり、虚偽公文書作成もしくは公文書偽造という犯罪行為に基づく違法な支出である。

しかも、人権研究所も当該違法行為を承知していたのではないかという疑念もある。県の調査によると1999年度の3件は、人権研究所で保管していた支払通知書により、ビデオテープ代と書籍代として支出したことを確認し、その他の支出については支出票あるいは支出調書により同様に書籍代等として支出したことを確認したというのである。そして、これらに添付される納品書、見積書、請求書等の発行者は解放出版社和歌山支局であり、送金も同社になされている。当該調査結果では、人権研究所が運営する出版社としているし、その送金された代金はその後人権研究所の編纂事業会計に入金されているとしたのである。このような事実関係からすれば、人権研究所も正規の補助金ではなく、違法な手続きに拠っていた公金と充分認識していたとみなされるのである。

仮に、人権研究所が補助金として考えていたとしても、補助金というには補助金等交付規則に従い事業計画書や、収支予算書の書類を添付の上申請等を行い、県の調査等で、補助金の交付が法令等に違反しないか、又、目的、内容が適正であるか確認し、交付決定がなされ、事業が完了した後は、実績報告などを経て、最終的に補助事業の成果が交付決定の内容に適合するときに交付すべき補助金の額を確定するべきものだが、人権研究所は、当該手続きに従った事業計画書等を添付した補助金交付申請を行っていないことは改めていうまでもないことであるから、補助の交付金と考えていたものとは解されず違法に公金を受領していることに何らかわりはないのである。

県が当時人権研究所から補助金の要請を受けながら、正規の補助金に拠らず不正手続きに拠ったのは、公益性に問題があり、補助金は交付出来ないとの判断があったものと充分推測されるのである。

(イ) 編纂事業費として改めてする補助金(公金)支

出の違法・不当

a 県はカラ購入不正支出金を人権研究所から返還させる一方で、同額を改めて補助金として交付しようとしている。

これでは返還は実質的に意味をなさないものになり、違法行為を行った支出関係職員と人権研究所を免罪するものとなる。

今回の不正は単なる過ちや軽過失ではなく、双方が違法行為を認識した上で行った故意によるものと充分推認されるだけに、このような形で救済することは到底許されない。かかる目的の公金支出は公益性の必要がなく、裁量権を逸脱した違法・不当なものである。

b 違法に公金を受領しても、後日補助金として救済されれば、補助金交付規則がある意味もないし、法を無視した違法な手続きを助長させる恐れが多分にある。

この点でも当該補助金交付は裁量権を逸脱した違法・不当なものである。

c 当該編纂事業が計画段階では、補助事業に該当しないと判断されたことが推認される。

上記(ア)でも述べたが、何故に正規の補助金交付手続きによらず、カラ購入不正手続きに拠ったのかを考えれば結果がわかる。当時の判断で正規の補助金交付規則に従って手続きしたのでは公益上の必要性がなく、交付出来ないと判断されたがゆえに、違法な公金支出に拠ったと考えられる。

また、次のdで述べるように、編纂事業補助金に関する和歌山市の教育民生委員会の審議の際の意見もそれを補強している。

計画段階で補助事業に該当しないと判断されたとみなされるだけに、単に、当該編纂事業による書籍が一応完成していることをもって、安易に補助金交付対象に該当するというものであってはならない。従って、それらの違法な行為を踏まえても公益上の必要性が明らかに認められる場合を除いて、補助事業に該当しないというべきである。

この点、公益上の必要性が明らかであるとはいえず、補助に該当しない。従って、新たに編纂事業費として補助金を交付することは合理性がなく、違法・不当な支出となる。

d 前記の点について、和歌山市が補助金として交付しているとして正当化することも考えられるが、これは根拠とならない。

1999年2月の和歌山市の定例議会での教育民

生委員会で、編纂事業の補助金について審査された結果が報告されている。

「…人権研究所に対し、県と同額の補助金を交付するものであります。…当該研究所の実態等十分把握していない状況にあって、単に県が補助するから本市も補助するでは理解できない。…事業そのもののあり方自体、到底納得出来るものではないという強い意見がありました。」というのである。これによれば、市議会が補助事業として積極的に評価して補助金の交付を認めたとは考えられず、むしろ、県が補助することを前提として、やむなく決めたと料され、県が正式に補助金として交付しないことが当時示されていたならば、和歌山市も補助金交付を行わなかったであろうことは充分推認され、和歌山市の補助金交付は、県も補助金を交付することが前提であるから、その前提が崩れたのだから、これは根拠にならない。

- e 本来、編纂事業費として、人権研究所がいう、1,500万円も要しなかったことが、県教育委員会への事業報告書の委託費では400万円に止まっていることから充分推認できる。少額ですむ編纂事業を口実に、実際に必要とする以上の公金を取得しようとして企てたという疑いも否定できない。

次に指摘する点からみれば疑いの域を超えているといえる。

第一に、カラ購入の直接の当事者が人権研究所でないにしても、直接の当事者の出版会社を実質運営するというのであり、違法な手続きによる公金であると知りつつ、これを受領したと解される。

第二に、公益法人所管の県の教育委員会への事業報告書では市の補助金250万円が未計上なのは、虚偽報告であり、当該未計上分が用途不明。

第三に、和歌山市に対する編纂事業補助金申請に対し、県からも交付される旨を説明したことが推認され、県から補助金交付を受けている旨の虚偽の実績報告を行っており、和歌山市の補助金も交付規則に反して公金を取得したとみなされる。

第四に、不正支出金の直接の受け皿となった出版会社は、人権研究所が実質運営しているが、公益法人は「営利を目的とせざるもの」とされているものであるから、同法に抵触する疑いがある。

従って、編纂事業は、実質の費用以上の公金を取得する口実にされたに過ぎず、例え事業による書籍が完成していたとしても、これらを否定する明白な事実が存在しない限り、改めて補助金を交付する公益上の必要性はなく、もし、補助金を交付すれば、裁量権を明らかに逸脱しているといえる。

(ウ) 金56万600円の違法公金支出

和歌山市の調査では、県が不適切支出とした445万1900円とは別に、2件で56万600円の公金を受領していることが明らかとなった。

これは和歌山市の調査に対し、人権研究所も立ち会って、人権研究所が県の公金であることを認めたものであるから、その信憑性も極めて高いものであり、同所が県の公金を不当に利得しているのは紛れもない事実である。従って知事は、不当に利得されていることが明らかになった以上、かかる利得金に関し返還を求めるべきであるが、これを怠っている。

この不正金については、現金で入金された分であるという。それに対応する県の公金支出が見つからないことこそが大問題である。

現金化されて一部の公金が流れたか、裏金がプールされてあってそれが流れた疑いが想定されるからである。

1999年当時、県の組織だった職業安定課等において、800万円の裏金があったという事実からすれば、裏金の存在が強く推認される。従って、こうした疑惑を不問にしたまま、編纂事業として新たな補助金の交付を先行させてこの問題に蓋をしてはならない。

監査委員の徹底した調査に期待したい。また新たな調査機関の設置であれば、外部の者を含むことが必要不可欠である。

人権研究所が和歌山市の立入調査の際この計56万600円について間違っていたと否定することも考えられる。そうであれば、立入調査にさえ真実と異なる申告をしたことこそ重く受け取るべきであり、このような団体に補助金を交付することはまじめに血税を納めている県民としては到底許すことができない。

オ よって、請求の趣旨記載の勧告を求め地方自治法(以下「法」という。)第242条1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。

第2 住民監査請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成18年3月2日に受理を決定し

た。なお、本請求は補正を命じたため、補正に要した5日について、監査期限を延長した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 本県から人権研究所へ支出された公金については、不適正なものであり、県に損害を与えたか、また、その額はどの程度のものかについて監査の対象とした。
- (2) 人権研究所に対し、紀州藩牢番頭家文書「城下町警察日記」編纂事業に県が補助金を支出することについての正当性についても監査の対象とした。

2 監査対象機関

企画部人権局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成18年3月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は人権研究所の編纂事業会計に実際に要した額がわかる資料(県の公開資料)を提出するとともに、住民監査請求書で述べた趣旨について、補足説明を行った。

なお、請求人は、陳述に先がけて「要請書」を監査委員に提出し、議員選出監査委員の2名については、人権研究所へ補助金を出すための補正予算に賛成しているため、この監査から回避してほしいとの要望を行った。

4 監査の経過

住民監査請求書及び陳述等の内容により、企画部人権局を監査対象機関とし、事情聴取及び監査を実施するとともに、和歌山市の人権・同和啓発課及び人権研究所に対する参考人調査を行った。

第4 監査の結果

1 主文

請求人は、県が人権研究所に対し、501万2500円を不適切に支出したと主張するが、県がその金額を支出したとは認められず、県が人権研究所に不適切な方法により支出したと認められる445万1900円については、既に返還されており、返還請求には理由がないので棄却する。

また、人権研究所に対する新たな補助金支出については、違法・不当とは認められない。従ってこの補助金支出についての請求人の主張には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 請求の要件審査

住民監査請求は法第242条第2項の規定により、当該財務関係の行為があった日から1年を経過したときは、提起出来ないことになっているが、ただし書きでは、「正当な理由」があるときはこの限りでない」となっている。

この「正当な理由」の判断について、判例では、「住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観

的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって行うべきものである。(平成14年9月12日最高裁判決)」としている。

このことについて、本請求を審査すると、この請求の対象となっている県の公金支出は「本来補助金として支出すべきものを、補助金交付手続によらず、書籍等の購入を偽装した書類に基づき公金を支出していたことなど県民には知るよしもなかった」と判断されるため、当該財務行為が1年以上経過していることについて正当な理由があると認められる。

また、本件事実が明らかになり、県が具体的にその全容を明らかにしたのは平成17年11月7日で、新聞等で報じられたのはそれ以降だと解されることから、その時から相当の期間内に監査請求されたと認められる。よって、この監査請求は受理すべきものであると判断した。

(2) 監査委員の回避についての請求人の要望

請求人から、議員選出の監査委員である、山田、坂本両委員(以下「両委員」という。)の監査を回避する旨の要望があった。

平成17年度、県が人権研究所に対し、交付しようとする補助金に係る差止め請求の部分に関し、山田、坂本両議員は補正予算に賛成していることは認められるが、これは通常の議員活動の中での判断である。

一方、両委員は監査委員として、本請求について十二分にその資料等を吟味し、現時点における当該補助金に対する県の考え方及び請求人らがその公金の支出を否とする理由等について、あらゆる角度から検討を加えるなど、公平かつ公正な監査に努めてきたところであり、本請求において監査の判断が不当なものとなることはありえない。

なお、このことについては、監査執行上の除斥理由には当たらず、当然ではあるが本請求に対する監査結果については委員全員の合議により成立したものであることは、付言しておきたい。

(3) 本県から人権研究所への不適切な方法による公金の支出について

ア 不適切な方法による支出に至る経緯

平成11年度から平成13年度の3年間に本県から当時は任意団体であった人権研究所に対し、不適切な方法により公金が支出された。

このことについての企画部人権局の説明は以下の通りである。

「平成11年1月26日付けで本県及び和歌山市に対して人権研究所から「古文書の調査・研究・解説

と刊行についての協力依頼」と題する文書により、「紀州藩牢番頭家文書」についての編纂事業に対する協力要請があった。

これに対して、和歌山市は補助金として対処した。しかし本県においては、その当時の担当課長は死亡しており、明確には断定できないが、既に平成11年度の当初予算に補助金を計上する時期を失っていたので、正規の補助金として計上しなかったものと考えられる。

この編纂事業に対しては、本県としても応分の負担が必要だとし、不適切な方法での支給となったと推察出来る。」とのことである。

この不適切な方法による人権研究所への公金の支出については、知事も議会答弁で認め、また、県自ら調査し、それを公表している。しかし、この不適切な方法で支出された公金の額については、県の主張する金額(445万1900円)の他、請求人指摘の金額(501万2500円)等幾種類かの金額が挙げられているので、それぞれについてその根拠とされているものを提示する。

(ア) 県が不適切な方法による支出として認めている445万1900円について

県は編纂事業に対する支出についての調査について(企画部人権局)として、11月7日に発表している。

それによると支出状況は次のとおりである。

N0	支出者	日付	金額(円)
①	平成11年度 県同和室	11.11.16	630,000
②	平成11年度 県同和室	11.11.16	210,000
③	平成11年度 県同和室	12.1.11	682,500
④	平成12年度 同和委員会	13.2.13	840,000
⑤	平成12年度 県同和室	13.4.11	714,000
⑥	平成13年度 県同和室	14.2.6	945,000
⑦	平成13年度 同和委員会	14.3.12	680,400
⑧	計		4,701,900

県は、①～③については、支出関係書類は保存期間が経過したため廃棄済みであるが、研究所が保管していた支払通知書によりビデオテープ代と書籍代として支出したことを確認した。

④については支出調書によりビデオテープ代と書籍代と確認した。

⑤については支出票により書籍代と確認した。「部落そして人権・環境」100冊分の購入費(250,000円)を含む。

⑥については支出票により書籍代と確認した。

⑦支出調書により書籍代と確認した。

として、実際に購入のあった、⑤の書籍代250,000円を除いた4,451,900円を不適切な方法による支出としている。

(イ) 請求人が県から不適切に支出されたとする501万2,500円について

請求人が県から不適切に支出された額が501万2500円とする根拠は次のとおりである。

和歌山市が平成17年5月25日に人権研究所への立入調査を行っているが、この時の資料を請求人が和歌山市への情報公開で入手している。

それによると、「紀州藩牢番頭家文書編纂会」の現金出納帳及び通帳を確認する、として次のようにその内容を明らかにしている。

1999年11月19日 840,000円(11/16 630,000円 210,000円入金)和歌山県から

2000年1月20日 682,500円(1/11入金)和歌山県から

2000年12月19日 500,000円(12/19入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

2001年2月20日 840,000円(2/20入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

2001年4月17日 464,000円(4/17入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

2002年2月15日 945,000円(2/15入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

2002年3月13日 680,400円(3/13入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

2002年3月13日 60,600円(3/13入金)古文書研究事業補助金 和歌山県から

合計 5,012,500円

人権研究所に対する立入調査の結果、和歌山市は

2000年1月20日分までは口座名

「A出版社和歌山支局 B(名前)」

を確認し、2000年12月19日分からは

「和歌山県部落解放・人権研究所」の口座で確認したとしている。

なお、和歌山市は「古文書事業補助金 和歌山県から」という表記は現金出納帳記載の表記であり、通帳にはなかったとしている。

(ウ) 和歌山市への補助金実績報告について

和歌山市からは平成11年度から平成15年度まで毎年100万円ずつの補助金が編纂事業に対して支出されている。その補助金の実績報告書には、次のように、和歌山県からの収入として記載されている。

平成11年度決算報告書 1,522,500円

平成12年度決算報告書 1,340,000円
 平成13年度決算報告書 1,000,000円
 平成14年度決算報告書 1,000,000円
 平成15年度決算報告書 1,000,000円

この5年間を合計すると、5,862,500円となる。
 平成11年度の和歌山市の実績報告における県からの収入と、県が当時支出した額とは合致しているが、その他の年度については、合致していない。

特に、平成14年度、15年度については、県からの支出は確認できないものであるが、人権研究所によると、「県からの公金受け入れは3年間であったにも関わらず、市への実績報告では5年間にわたって支出したと記述する中で、単年度ごとの報告書を作成する際、事務的な処理を誤ったものである」としている。

(エ) 和歌山県教育委員会に対する報告について

人権研究所は平成14年10月22日に社団法人となったが、この設立の認可を受ける際、県の教育委員会に提出した、平成11年度から平成13年度の会計決算報告及び法人となってからの教育委員会への会計決算報告について請求書は触れている。しかし、この報告では、人権研究所の一般会計に当たるものが収支として報告されているものの、編纂事業会計については含まれていないものである。

それゆえ、今回問題となっている県からの補助金受入れ事実やその額については、この資料からは明らかにはできないものである。

イ 本県から人権研究所への不適切な方法による支出金の流れについて

本監査委員において調査したところ、平成11年度から平成13年度にかけて県から人権研究所へ不適切な方法による公金が支出されたが、その金額の流れは基本的に次のようになっている。

不適切な方法による支出金(例えば購入の実績のない書籍代等)について、まず県から、A出版社和歌山支局の口座に書籍購入費等として振込まれている。その金額について、数日後ATM等で引き出され、同日(1件のみ翌日)人権研究所の口座にATMで入金されている。

このことについて、まず、実際の支出金額については次のように処理されていることが確認された。

県の振込み	A出版社和歌山支局の口座	人権研究所の口座
和歌山県出納長	平成11年11月16日 振込 630,000 振込 210,000	

	平成11年11月19日 支払 840,000	平成11年11月19日 入金 840,000
和歌山県出納長	平成12年1月11日 振込 682,500 平成12年1月20日 支払 682,500	平成12年1月20日 入金 682,500
	右記記載の日付より前1月程度の期間及び後2週間程度の期間通帳を確認したが、県からの振り込み及び当該金額に該当すると思われるものは確認できなかった。	平成12年12月19日 入金 500,000
和歌山県同和委員会	平成13年2月13日 振込 840,000 平成13年2月20日 支払 840,000	平成13年2月20日 入金 840,000
和歌山県同和室	平成13年4月11日 振込 714,000 平成13年4月17日 支払 714,000	平成13年4月17日 入金 464,000
和歌山県同和室	平成14年2月6日 振込 945,000 平成14年2月14日 支払 945,000	平成14年2月15日 入金 945,000
和歌山県同和委員会	平成14年3月12日 振込 680,400 平成14年3月13日 支払 680,400	平成14年3月13日 入金 680,400
	右記記載の日付より前1月程度の期間及び後2週間程度の期間通帳を確認したが県からの振り込み及び当該金額に該当すると思われるものは確認できなかった。	平成14年3月13日 入金 60,600
合計	振込 4,701,900	入金 5,012,000
	なお、この振込額の中には実際に書籍購入に当てた250,000円分(平成13年4月11日振込み分)が含まれており、それを差し引くと4,451,900円となる。	

このように、実際の金額の流れから見ると、県が不適切な公金であると認めた445万1900円については、最初の振込口座に県からの振込と分かる表記がなされている。他方、請求人が損害賠償額として主張する501万2500円と県が認める額についての差である56万600円(500,000円と60,600円)については、人権研究所の口座で確認されたが、A出版社和歌山支局の口座にはそれにあたると考えられる記帳がなく、その金額の出所を断定出来ない。
 和歌山市の情報公開の資料では、両口座の一部分づつしか確認していないため、県からの事実上の支出状況については把握しにくいものとなっている。

なお、人権研究所の通帳に存在する500,000円と60,600円については、現金出納帳には、「県か

ら」と記載されていたことは和歌山市及び人権研究所においても認めているが、このことについて、人権研究所は、「この事務に携わった者に確認したところ、他団体からの支援金的なものを県からと誤って記入したものである」と述べている。

人権研究所としてもこのこと等を踏まえて、県から支出されたものではないとの認識にたつて、人権研究所理事長名で県知事あて、文書をもって回答している。

(4) 編纂事業への補助金支出について

ア 企画部は編纂事業への補助金交付について次のような理由を挙げている。

- (ア) 事業そのものは非常に意義のあるものであり、研究成果としての貴重な出版物を刊行している。
- (イ) 編纂事業には、本来補助金として支出すべきであったが、手続を誤ったものである。
- (ウ) 過去の実績に基づいた補助金の支出の適否については、これを認めた判例もあり、違法ではない。
- (エ) 和歌山市が同事業に対して補助金を支出している。

イ 請求人の主張

- (ア) 今回の件は人権研究所と県の双方が違法行為を認識した上で行った故意によるものと十分認識されるだけに、補助金としての支出は公益上の必要性がなく、裁量権を逸脱した違法・不当なものである。
- (イ) 県から違法に公金を受領しても、返還し、後日、改めて補助金という公金で救済されるようなことになれば、法を無視した、違法な手続を助長させる恐れが多分にある。
- (ウ) 計画段階で補助事業に該当しないと判断されたとみなされるだけに、編纂事業による書籍が一応完成していることをもって、安易に補助金交付対象に該当するものであってはならない。
- (エ) これらの違法な行為を踏まえても公益上の必要性が明かに認められる場合を除いては補助事業に該当しないというべきである。

(5) 企画部の意見

本件に係る平成11年度から平成13年度の支出は「編纂事業」への支援目的であったものの、その支出方法は「書籍購入名目等」での極めて不適切な支出であった。

このことを重く受け止め、本件に関わった職員に対し、地方公務員法等に基づき懲戒処分を行った。

また、支出されて金額は、県の調査では4,451,900円であり、当初人権研究所において経理されていた5,

012,500円との差額560,600円については、その後の人権研究所の調査の結果、特定の民間団体からのものであったことが判明しており、人権研究所からも報告文書が提出されている。

この不適切な支出と判明したものについては全額返還を求め、去る2月8日に人権研究所より返還されたところである。

また、平成15年度には「編纂事業」の一部が完了し刊行物も出版されており、その公益性等を総合的に判断した結果、改めて補助することが適当であると考え、平成17年度2月補正予算として要求し、議決をいただいた。

補助金の支出に当たっては、「編纂事業」の支出内容を厳正に審査し、補助目的に沿う経費のみを補助対象とした結果、総事業費15,014,682円のうち、7,415,106円を補助対象外とし、補助金額を2,533,192円とした。

今後、再びこのようなことが起こらないよう、更なる職員の意識改革のための研修の実施や制度の充実、物品調達に厳格に対処するための物品購入システムの改善、適切な予算執行を行うための風通しの良い職場づくりなど、より一層実効性のある対策を進め、再発防止に取り組んで参ります。

3 判断

2で述べた事実に基づき、本監査委員は次のように判断する。

(1) 損害賠償請求あるいは返還請求について

ア 検討すべき損害賠償額について

県が不適切な方法による支出であると主張する445万1900円については、請求人が県の不適正な支出とする501万2500円の一部として含まれており、この445万1900円については、平成18年2月8日に人権研究所より県へ返還されている。このことについては、本監査委員も確認済みである。

従って、本請求の返還請求部分の監査については、請求人が県から不正に支出したとする501万2500円と県が認める不適切な方法による支出額である445万1900円との差である56万600円について検討することとする。

イ 56万600円について

不適切な方法により県が支出した金額については、A出版社の口座に一旦振り込まれ、数日後引き出され、同日か若しくは翌日に人権研究所の口座に入金されている。

人権研究所の口座にある平成12年12月19日の500,000円及び平成14年3月13日の60,600円の入金については、A出版社の通帳に、県からの入金を示す

記帳がなく、また、それに相当するような金額の記帳も見あたらない。このことから、この56万600円については県が認める不適切な支出の方法とは異っており、県からの支出金額と断言することは出来ない。

請求人の主張する、裏金存在の疑念については、県からの振込がないからといって否定出来るものではないが、しかし、本監査委員としては、裏金の存在については、具体的な証拠もなく、また、当時の裏金の存在について調べることは、書類の保管期限を過ぎたものは廃棄処分されており(例えば出張命令に伴う旅費の支出について考えると、支出票の保存期限は5年間だが、旅行命令簿、復命、出勤簿等の保存期限は3年間等)大変難しいため、裏金の存在の有無を調査し、明確にすることは困難であると言わざるをえない。

また、人権研究所理事長から県知事あてに「56万600円については、他団体からの収入である」との文書の提出があったが、物証等に裏打ちされたものでなく、当時の人権研究所の職員の記憶によった部分を中心となっており、県当局がそれを是認したとしても、本監査委員として絶対に間違いがないと断定するまでには至らないものである。

しかし、本文書は、人権研究所理事長から本県知事宛の文書でありその信憑性について無視出来ないことを認めざるをえないところである。

ウ 結論

これらを考慮すると、この56万600円の支出先について確証は得ることは出来ないものの、県から支出された金額であると判断するだけの根拠も見だし得ないものである。

以上のことから、「県知事は、支出関係職員らと人権研究所に対し金501万2500円の損害賠償請求を求める」とする請求人の主張については、その根拠がない。従って請求人の主張には理由がない。

エ その他

なお、和歌山市への実績報告に記載されている58万2,500円については、事実の確認のところでも述べたとおり、平成14年度、平成15年度については県からの支出がなかったにも関わらず県の収入があったかのように記載があるなど、その内容については著しく信憑性に欠けるものである。

また、社団法人設立の申請のための添付書類及び法人としての県の教育委員会に対する報告中の会計決算報告については、本件で問題とされている、編纂事業の会計報告がなされておらず、人権研究所の全ての収入、支出を明らかにしたものはなってい

ない。

このことから、和歌山市への補助事業等実績報告書記載の県の補助金の額及び県の教育委員会への報告中の収支については、本件請求金額を考慮する場合の参考とはならないと判断する。

(2) 編纂事業への補助金支出の妥当性について

ア 補助金交付の裁量権について

法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄付又は補助することができる。」と定め、地方公共団体が補助金交付をする場合には公益上の必要性が存在することを要件としている。

この要件の存否については、当該地方公共団体の長が、当該地方公共団体の社会的経済的状况と補助を行う必要性またはその効果など諸般の事情を総合的に考慮し、個々の事案に即して認定すべきものである。従って、個々の補助金の認定に当たっては、相応の裁量権があると解され、その判断が著しく不合理で、公益上の必要性があるとの判断に裁量権の逸脱又は濫用が認められる場合のみ違法となると解する。

イ 本件補助金について

請求人は2事実の確認の(4)のイので述べたとおり本件補助金については

(ア) 両者(県及び人権研究所)が違法行為を認識していたこと、

(イ) 違法に公金を受領しても、後日補助金で救済されれば、違法な手続きを助長させる恐れがあること、

(ウ) 事業の計画の段階で補助金に該当しないと判断されていることから完成物ができたとしても、安易に補助金の対象としてはならない、とし、これらの違法な行為をふまえても、公益上の必要性が明らかな場合を除いて補助事業に該当しないと主張している。

このことについては、次のように考える。

○ 県が過去に不適切な方法で支出した公金については、人権研究所から既に返還されたこと、及び関係した県職員についての処分がなされたことで、補助金の不適切支出に係る県の対応は既に終わっており、不適切な公金支出と現時点で補助金交付の公益性があるかどうかの判断は別の問題である。

○ この補助金に係る事業に対する支援要請は、人権研究所から県に対し、平成11年1月26日付けでなされており、通常この時期に民間団体への補助金を、当該年度である平成11年度の

予算に盛り込むことは日程上困難である。

- 当時の担当課長は死亡しているため、推測するしかないが、本事業に対する何らかの資金的な援助の必要性については認めていたと考えられることから、平成11年度及びそれ以降の支出として書籍等購入という不適切な支出方法をとったと推測できる。
- 人権研究所としては、文書による支援を県に申し込んでおり、その結果どういう形であれ、県からの支出を受け入れ、編纂事業に組み入れていたことは確かである。
- 県が当時この事業について補助金は必要でなかったと、明確に判断したとまでは断言出来ないところである。

これらの諸事情を踏まえて判断すると、本件については補助金支出について考慮することの妥当性は認められるというべきである。

ウ 結論

こうした認識の上で改めて本件に係る補助金交付について判断すると、当該出版物は、被差別身分史研究はもとより、紀州藩政史研究、都市社会史研究、芸能興行師研究、語彙史研究など、多領域の研究に資する資料群を含んでおり、県の歴史、文化等を知る上で貴重なものである。

事実の確認でも述べたが、県の主張する「事業そのものは非常に意義のあるものであり、研究成果としての貴重な出版物を刊行している。」という、県の公益性の判断については、裁量権の違法・不当な逸脱は認められない。

また、本件補助金としての支出額については県が精査し、妥当な額であると認められることから、本件補助金支出については違法・不当な点は認められない。

第5 意見

監査の結果は以上のとおりである。

本事案は県の財務会計上特異な問題であるが、本件監査請求の原因となった県の不適切な財務行為については県民の不信感はまぬがれない。

県は、平成9年に、以前の不適正な支出を全面的に明らかにし、様々な改善策を取り入れ、全庁挙げて適正な財務行為に向けた努力をしてきたところである。

しかし、平成11年度から平成13年度に至る本件の不適切な方法による公金の支出という事態が明らかになったことは、まさに新たな出直しを図った県の適正な財務行為への姿勢を根本的に県民に疑わしめる行為であり、県政全般に対する信頼を大きくゆるがすものである。

また、補助金等の交付に当たって、県は、対象額等に

ついて厳密に審査の上決定することが求められることはもちろん、補助金等は、県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助事業者等においても、その内容や、必要とされる額等を精査し申請することが必要がある。

本件が明らかになった後、担当部局としても職員の意識改革のための研修の実施や、制度の充実、物品購入システムの改善、更には適切な予算執行を行うための風通しのよい職場作りに努め、再発防止に懸命に取り組んで行くとしている。

今後かかる不適切な財務行為が行われる事がないよう、県職員全体が事態を真摯に受け止め、不正の積極的な防止に努めることが必要である。

正 誤

平成18年3月17日付け和歌山県報第1742号和歌山県告示

第316号中	同上	新	6.00	135.00
			13.00	

「

」	は誤りにつき、	同上	新
		同上	新

5.10	103.00
6.20	
6.00	135.00
13.00	

に訂正する。